

兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年10月)の概要

新型インフルエンザ等対策の目的

感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
県民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ対策の考え方

1 基本的な考え方

(1) 病原性・感染力に応じた適切な対策の実施

- 病原性(重症者の発生状況等)、感染力(発生患者数等)に応じて3つの対策レベルを用意
- 病原性等が明かでない場合は、危機管理の原則に則り、被害が大きい場合に備えたレベルの高い対策をとり、まん延防止を図る。(県独自の社会活動制限の選択)
- 対策については、有識者の意見も活用して、柔軟に対応(条例に基づく有識者会議の設置)

(2) 発生段階に応じた対応と対策の変化

- 感染の広がりに応じて、採るべき対策が異なるため、発生段階を設けて、段階に応じた対応方針を定める
- 県内の地域によっては発生段階に違いが生じるため、県内感染期に至ったときの地域ごとの対策の移行については、二次保健医療圏単位で決定する

2 主な対策の考え方

(1) 実施体制

- 知事を本部長とする「県対策本部」を設置する。
- 政府対策本部の基本的対処方針を基本としつつ、有識者や関係機関の意見等も考慮のうえ、対策項目ごとに適切な対策レベルを選定し、実行する。

(2) 情報収集・提供

- サーベイランス体制を強化し、医療体制確立のための基礎資料とするとともに、診療に役立てる。
- 様々な県民を念頭に、多様な広報媒体を活用するとともに、インフルエンザ情報センターから総合的な情報を一元的、迅速かつ正確に情報発信する
- コールセンター等の相談窓口を開設し県民の不安等に適切に対応する。

(3) 予防・まん延防止

- 県内発生早期には、住民に対する不要不急の外出自粛、学校等の休校措置、施設の使用制限等のまん延防止策を必要に応じて実施する。
- 政府対策本部の基本的対処方針に応じて、対策を実施する要員に対する「特定接種」と県民に対する「住民接種」を実施する。

(4) 医療体制

- 専用外来と感染症指定医療機関による診療体制から、外来協力医療機関・入院協力医療機関に拡充し、適切な医療を確保する。
- 妊婦、小児、透析患者等の医学的ハイリスク者への対応を充実させる。
- 抗インフルエンザ薬の流通・供給体制を調整し、適切な時期に備蓄薬を放出する。

(5) 県民生活及び県民経済の安定の確保

- 指定(地方)公共機関・登録事業者に対し、業務計画、事業継続計画に基づいて、業務の継続、ライフラインの安定供給等を求める。
- 県警察は、悪質な事犯に対する取り締まりを行う。
- 市町に対し、要援護者への生活支援を求める。

構成

発生段階ごとの対策(有識者の意見を聴いて柔軟に対応)						
	対策の目的	実施体制	情報収集・提供	予防・まん延の防止	医療体制	県民生活・経済の安定の確保
未発生期	発生に備えた体制整備	・県行動計画の作成 ・指定地方公共機関の指定	・平常時サーベイランスの実施・充実 ・県民への情報提供(小康期まで継続)	・個人、職場における感染対策の周知 ・保育所、社会福祉施設等の休業に備えての代替措置準備 ・予防接種体制の構築	・二次保健医療圏ごとに医療体制の確保 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	・指定(地方)公共機関における新型インフルエンザに関する業務計画の作成 ・登録事業者における事業継続計画の作成
海外発生期(県内未発生期)	県内発生に備えた体制整備	・県対策本部の設置 ・県対処方針の決定	・疑い患者全数把握 ・サーベイランスの拡大(大学、施設) ・コールセンター等相談窓口設置 ・関西広域連合と連携した情報共有	・検疫所との連携 ・疑い患者等の健康管理 ・特定接種の実施 ・学校、施設等への社会活動制限の準備の要請	・専用外来設置 ・相談センター設置 ・検査実施体制整備 ・空床情報収集・共有システムの準備 ・一般医療機関における院内感染対策励行	・職場における感染対策の徹底周知 ・事業者への社会活動制限の準備の要請
県内発生早期	・感染拡大の抑制 ・適切な医療の提供	市町対策本部設置 ・県対処方針の変更	・感染防止対策等の周知 ・患者全数把握と確認検査実施 ・相談窓口の強化 ・関西広域連合と連携した情報共有 ・統一した相談対応	〔共通事項〕 ・患者の入院措置 ・濃厚接触者の対応(自宅待機、予防投与等) 〔対策レベル1,2〕 ・学校等の臨時休業 〔対策レベル3〕 ・不要不急の外出自粛要請 ・施設の使用制限要請 ・イベントの中止・延期の要請 ・関西広域連合と連携した広域的な住民接種の実施	・患者の積極的疫学調査 ・専用外来による診察 ・感染症指定医療機関への入院治療 ・空床情報収集・共有システムの開始	〔対策レベル1,2〕 ・職場における感染対策実施 〔対策レベル3〕 ・ライフラインなどの安定供給(指定(地方)公共機関、登録事業者)
県内感染期	・医療体制の維持 ・健康被害を最小に抑える ・県民生活・経済への影響抑制		・全数把握廃止(重症、死亡事例に限定した把握) ・学校、施設等の集団発生の把握強化 ・相談窓口の継続 ・関西広域連合と連携した情報共有 ・風評被害対策	〔対策レベル3〕 ・重症者等の増加が見込まれるなど特別な状況の場合 ・不要不急の外出自粛要請 ・施設の使用制限要請 ・イベントの中止又は延期の要請 ・関西広域連合と連携した広域的な住民接種の推進	〔対策レベル1〕 ・平常時の医療体制 〔対策レベル2〕 ・重症者は専用外来等受診 〔対策レベル3〕 ・外来協力医療機関、入院協力医療機関での治療に拡充(軽症者は在宅、重症者は入院) ・臨時の医療施設の設置 ・備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出	〔対策レベル1,2〕 ・県内発生早期の対策継続 〔対策レベル3〕 ・食料品等の緊急物資の流通確保 ・生活関連物資の価格の安定等の措置 ・埋葬・火葬の特例実施
小康期	・対策の評価 ・第二波への備え	・県対策本部廃止 ・第二波に備え警戒体制に移行	・平常時サーベイランスへ移行 ・相談窓口の縮小・閉鎖	・第二波に備えた対策の評価、見直し ・関西広域連合と連携した広域的な住民接種の推進	・平常時の医療体制へ移行 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	・被害状況の確認と第二波に備えた業務の継続

・網掛け部分は県独自の取組み、若しくは内容に県独自の取組を含むもの

・下線部分は緊急事態宣言時の措置